

狭山市手話奉仕員養成講習会（前期）開催要項

1. 目的

聴覚障害、聴覚障害者の生活及び関連する福祉制度についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得することを目的とする。

2. 主催

狭山市

3. 実施主体

社会福祉法人狭山市社会福祉協議会

4. 日程

平成30年10月4日（木）～平成31年3月7日（木）（全21回）

毎週木曜日 10時～12時

※祝日、年末年始を除く

*平成30年10月4日（木）10時から開講式（出席日数に含む）

*予備日：平成31年3月14日（木）

*内容により、時間の変更等あり

5. 講師

狭山市聴覚障害者の会

6. 会場

狭山市社会福祉会館

7. 対象

市内在住・在勤の方、全日程参加できる方、手話を学ぶのが初めて、または前期（入門）課程の受講経験がない方 ※高校生の受講可、受講経験のある方は要相談

8. 定員

30名（多数の場合は抽選）

9. 申し込み方法

電話、FAX、メールにて受付

以下をご連絡ください。

- 住所
- 氏名（ふりがなを必ず記入してください）

- ・電話番号
- ・年齢
- ・志望動機

*9月18日(火) 締切(必着)

10. 受講料

受講料は無料 但し講習教材(3,240円)については受講者負担です。

11. 修了証および受講証の交付

この講習会のみ受講の場合は、修了証および受講証を交付いたしません。

なお、以下の条件のうち、必須条件を満たし条件を2つ以上満たした方には、来年度実施する手話奉仕員養成講習会(後期)受講後に修了証または受講証を交付いたします。

【必須条件】

- ① 講座の出席率が15回以上であること(80%以上)
 - ② 講義は2回以上出席とレポートを提出すること
- ※ 講義は出席してもレポート未提出の場合は欠席扱いとなります。なおレポートの提出期限は講義終了後2週間以内です。

【条件】

- ① 相手の簡単な手話が理解でき簡単な手話で会話が出来ていること
- ② ろう者との関わりの壁を感じなく、積極的になっていること
- ③ 講習会に対する積極性・態度・熱意があること

12. その他

- ・ 講習教材は、開講式当日に販売いたします。詳細は受講決定通知と同時に連絡いたします。
- ・ この講習会の受講生は手話奉仕員養成講習会(後期)も受講が可能です。
- ・ その他、不明な点は下記までお問い合わせください。

13. お申込み、問合せ先

社会福祉法人狭山市社会福祉協議会狭山市駅東口事務所内 狭山市手話通訳者派遣事務所
狭山市富士見1-1-11

TEL: 04-2003-3742 FAX: 04-2003-3746

メール: shuwa@sayama-shakyou.or.jp

担当: 唐木、成田